

1 概要

- 17日、アドリアナ・ムニョス上院議長（野党「民主主義のための党(PPD)」）に代わり、ジャスナ・プロボステ議員（野党「キリスト教民主党(DC)」）が新上院議長に就任。同新議長は就任演説で、ピニエラ政権の施政に反対する野党議員の一人であり続ける点を強調。
- 19日、ピニエラ大統領はラーム・ナート・コビンド印大統領と電話会談を実施。両首脳はパンデミックがもたらした両国及び世界における課題と機会について協議。印大統領は「ピ」大統領のインド公式訪問に期待を寄せた。
- 26日付保健省報告書によると国内で伯型(P1)及び英国型(B.1.1.7)を始めとする新型コロナウイルス変異株の市中感染が確認。専門家はチリ型変異株出現の可能性も指摘。30日、ピニエラ大統領は同ウイルスのワクチン180万回分の確保に関するカンシノ社との新たな合意を発表。
- 28日、ピニエラ大統領は、4月10日及び11日に実施予定の地方選挙及び制憲議会選挙を新型コロナウイルス感染症の拡大状況に鑑み5月15日及び16日に延期する旨の改憲案を議会に提出。

2 内政

(1) 新型コロナウイルス

ア 変異株情報

(ア) 2月25日に発表された保健省の変異株報告書によれば、1月30日にチリで伯型変異株(B.1.1.248、通称P1)の最初の感染が確認され、2月25日までに14件の感染が確認されており、当地各紙では、チリにおける伯型変異株の感染が拡大する可能性に警鐘を鳴らす専門家の意見について報じられた。また、変異株ウイルスの感染拡大について英国型変異株(B.1.1.7)34件の感染が確認されたことを受けて、コーブ科学大臣が変異株ウイルスの調査に係るゲノム解析能力を強化する必要性を強調した。

(イ) 3月12日に発表されたチリ保健省の変異株ウイルスに係る最新報告書では、以前から報告されていた懸念すべき変異株である英国型変異株(B.1.1.7)及び伯型変異株(P1)に加えて、更に2種類の変異株ウイルス(カリフォルニア型及びナイジェリア型)がチリで確認された旨指摘された。米カリフォルニア型変異株(B.1.427/429)については3月3日に報告され、米国に滞在歴がある首都圏州在住者1名が同変異株ウイルスに感染したものの、同患者の症状は軽症で入院には至っていないとされている。更に、同9日には、ナイジェリア型変異株(B.1.525)も報告され、コロンビアに滞在歴がある首都圏州在住者1名が同変異株ウイルスに感染したが、上記と同様に入院には至っていないとされている。一方、チリで1月4日に初めて確認された英国型変異株(B.1.1.7)については38件確認されており、その内29件が一次感染であり、9件は二次感染とされている。なお外国への渡航歴のない感染者が2件確認されており、その内1件の濃厚接触者合計4名にも二次感染が生じたとされている。また、伯型変異株(P1)については、1月30日にチリで初めて確認されて以降、合計24件確認されており、その内22件が一次感染で残りの2件が二次感染とされている。これまでに1名が入院したものの、重症には至っておらず死者は出ていない。

(ウ) 26日、チリ保健省は当国における変異株ウイルスの感染状況に関する最新の報告書を発表した。同報告書によると3月26日までに英国型変異株(B.1.1.7)ウイルスへの感染例は合計64件確

認められた(内37件は外国からの渡航者、18件は市中感染症例、9件は二次感染症例)。首都圏州在住の39歳で病歴のない患者1名が多臓器不全、重度敗血症及び重症肺炎により死亡。伯型変異株(P.1)ウイルスへの感染例は45件確認された(内34件は外国からの渡航者、8件は市中感染症例、3件は二次感染症例)。同変異株の感染者の91%はチリ国籍保有者で、71%が有症状で、4名が入院中でその内1名がICUで治療中。なお、市中感染症例のうち、マウレ州在住の78歳男性1名が肺炎による呼吸不全で死亡した。カリフォルニア型変異株(B.1.427/429)は合計5件確認(2件は米国からの渡航者、3件は市中感染症例。全員がチリ国籍)されており、ナイジェリア型変異株(B.1.525)も同様に2件確認(ブラジル及びコロンビアからの入国者でそれぞれ伯人とコロンビア人)されている。リオデジャネイロ型変異株(P2)については27件の感染者が確認された。また3月22日にはNY型変異株(B.1.526)への感染者(市中感染症例)1名が確認された。なお、南アフリカ型(B.1.351(501.V2))は現在まで未確認。

(エ) 31日付当地ラ・テルセラ紙は、当地のウイルス学専門家によるチリ型変異株の出現可能性に係る分析について報じた。チリ大学病院のウイルス学専門医であるダバンチ医師は、チリで既に確認されている英国型変異株(B.1.1.7)及び伯型変異株(P1)は何れも昨年12月に感染者が初めて確認されたものの、同年11月には既に市中感染が生じていた可能性があるとの見方を示しつつ、チリで昨今確認されている感染者の数やウイルスが変異する能力に鑑みると、チリで新たな変異株ウイルスが出現する可能性は高いと述べた。

イ ワクチン関連情報

(ア) 6日付当地ラ・テルセラ紙は、ジョンソン・エンド・ジョンソン社との交渉が一時停止したことにより同社ワクチンの確保が遅延していることからSputnikV及びカンシノ社のワクチンが本年第2四半期中に到着するようチリ政府が調整しており、本年第2四半期にカンシノ社ワクチン200万回分及びSputnikVワクチン300万から400万回分が当国に到着することを目標としている旨報じた。

(イ) チリがエクアドル及びパラグアイに合計4万回分の新型コロナウイルス・ワクチンを無償供与した。パリ保健大臣は、2月25日に実施されたPROSUR首脳特別会合において協議された域内におけるパンデミック対応に係る協力の枠組みの中で、エクアドル及びパラグアイの大統領がチリ側に架電の上ワクチン供与の要請を行ったところ、ピネラ大統領との協議を実施し、また、2月25日及び26日の二日間でシノバック社ワクチンがチリに予定どおり約400万回到着したことに鑑み、エクアドルにワクチン2万回分及び薬品、パラグアイにワクチン2万回分を供与する旨決定した、特にエクアドルにはワクチンがこれまでに殆ど到着していないことから、今次協力は同国の医療関係者を対象とするワクチン供与であると述べた。

(ウ) 16日、ピネラ大統領は「昨年12月23日に全てのチリ国民に対して、本年3月までにハイリスク・グループの500万人に対してワクチン接種を実施する目標を共有した。それは政府の目標というよりもワクチン接種に関するチリ国家の目標であった。同目標の達成はチリ国民全てによる功績である」と述べた。16日午前11時の公式報告書によると、保健当局はチリに居住する501万1,517人に対する(1回目の)ワクチン接種を終え、同ワクチン接種計画の第一の目標を達成。同大統領は「本年上半期中にワクチン対象となる全ての人口約1,500万人のワクチン接種を完了する第二の目標を達成すべく同プロセスの取組みを継続していく」と述べた。

(エ) 17日、チリ・カトリック大学を始めとする当地保健関係機関が実施してきたシノバック社のワクチン治験第3フェーズの一次結果に関する報告書が保健省に対して提出された。パ

リス保健大臣及びダサ公衆衛生担当次官は、チリ・カトリック大学において実施されたシノバック社の「コロナバック・ワクチン」の治験第3フェーズの第一部結果におけるワクチンの質、免疫原性、安全性に係る7つの報告書を受領し同報告書の結果によると、同ワクチンがチリ国民の免疫形成において安全且つ有効であることが裏付けられた。

(オ) 19日、チリ公衆衛生研究所 (ISP) は、昨年12月24日から本年3月2日にかけて当地で実施されたシノバック社及びファイザー社のワクチン接種における副反応の最新報告書を発表した。同期間に367万1,081回のワクチン接種が実施され、その内337万8,552回分はシノバック社、29万2,534回分はファイザー社によるワクチン接種であった。同期間のワクチン接種回数のおよそ13%に相当する4,677件において副反応が確認された。内訳は2,553件がファイザー社、1,911件がシノバック社、213件が詳細不明。なお、その内、124件(90件がシノバック社、30件がファイザー社、4件が詳細不明。副反応全体の2.65%)において重症副反応が確認された。重症副反応は、シノバック社ワクチンで10万回あたり2.67件、ファイザー社ワクチンで10万回あたり10.26件発生した他、124件の重症副反応のうち、92件(74.2%)が女性、29件(23.4%)が男性、3件が不明(注:性別のワクチン接種率は女性が約60%、男性が約40%)。また、同副反応の内、64%が65歳以上の高齢者である旨明らかになった。124件(124名)の重症副反応において計495件の症状が確認されており、シノバック社ワクチンでは49件のアナフィラキシー反応、38件の呼吸困難、19件の掻痒症、14件の注射部の痛み、14件の偏頭痛、13件の吐き気、11件の体調不良、9件の蕁麻疹、7件の紅斑、7件の下痢が確認された一方で、ファイザー社ワクチンでは、11件のアナフィラキシー反応、10件の注射部の痛み、6件の偏頭痛、4件の掻痒症、4件の倦怠感、3件の発熱、3件の発疹、3件の呼吸困難、2件の意識混濁、2件の関節痛が確認された。ISPのCNF(国家薬理監視局)は、同期間においてワクチン接種後、死亡に至った件数が12件(11件がシノバック社ワクチン接種後、1件がファイザー社ワクチン接種後)に上るとの報告を受けた。一方で、同症例の評価を行ったところ、ワクチンの安全性の問題を指摘し得る死亡原因のパターンは発見されなかった。また、死亡症例12件のうち、ワクチン薬理監視専門家委員会が10件につき調査を実施したところ、2件についてはワクチン接種との有効な時間関係を有しておらず副反応としての可能性は排除され、1件については現在も検死が継続中のため分類不可能と判断、残りの7件についてはワクチン接種との関係は有しておらず偶発的な症例と結論付けられた。同死亡例の患者は高齢者で平均年齢が81.5歳であり全員が高血圧、糖尿病、慢性閉塞性肺疾患、心臓病等の持病を有していた。前述のアナフィラキシー反応(シノバック接種後が49件、ファイザー接種後が11件、残りの2件は詳細不明)合計62件に関して、ワクチン薬理監視専門家委員会がその内17件に対する調査を実施したところ、5件はブライトン標準化症例定義のアナフィラキシー反応に合致しなかったものの、残りの12件(6件はシノバック、3件はファイザー、3件は不明)は同症例定義に合致するアナフィラキシー反応が確認された。同調査により、チリにおいてシノバック10万回あたり1.45回、ファイザー10万回あたり3.76回のアナフィラキシー反応が確認された。

ケ 30日、ピネラ大統領は新型コロナウイルスのワクチン180万回分の確保に関するカンシノ社(CanSino-Saval)との新たな合意について発表した。同ワクチンは本年第2四半期にチリに到着予定。また、同大統領はチリにおいて既に1,000万回分以上のワクチンが接種され、ワクチン接種対象人口の42%が既に接種を終えたと強調。同大統領は「チリ公衆衛

生研究所（ISP）にてカンシノ社ワクチンの緊急使用について早急に承認され、大規模ワクチン接種計画が更に進展するとともに若い世代に早急にワクチンが行き渡ることを期待している」と述べた（注：4月7日に承認済）。同社ワクチンは中国、墨、パキスタン及びハンガリーで既に承認されており、一回接種で済むことに加えワクチンは2℃から8℃での冷蔵で3カ月保存可能とされており、配布プロセスが容易に実施できる。加えて、暫定結果によると有症状を防ぐ上で65.7%、重症化を防ぐ上で90.98%の有効性を示している。また、同社ワクチンはチリにおいて治験が実施されている4種類のワクチンの一つであり、同社ワクチンの治験はラ・フロンテラ大学が主導しつつアウストラル大学、サン・セバスチャン大学及びその他の医療・学術チームにおいても実施され、国内各地のボランティア3,500名が同治験に参加。

ウ 政府の感染対策措置

(ア)10日、チリ上院が13日に期限切れとなる「大災害事態宣言」が本年6月30日まで再延長になることを承認。また、12日、チリ政府は2月26日から継続していた国境閉鎖措置を再度3月12日から15日間(3月26日まで)延長する旨、官報において発表した。また、同措置は27日から4月11日まで延長された。なお、2020年11月23日よりサンティアゴ国際空港(SCL)でのみ例外的に国境開放を再開済み。

(イ)25日、パリ保健大臣らは記者会見を行い、新型コロナウイルスの感染拡大に基づく段階的規制緩和計画(Plan Paso a Paso)の措置変更に伴い、3月27日(土)午前5時より首都圏州全域が第一段階(義務的自宅待機)に後退する旨発表した。なお、第一段階(義務的自宅待機)の対象地域においては、緊急時以外の外出が基本的に禁止され、生活必需品の購入に関しても週2回を上限とする外出許可証を取得して外出することが義務付けられている。

(ウ)25日、チリ保健省は国内の変異株ウイルスの症例増加に伴い水際対策を強化する旨発表した。31日(午前5時)より、出発地にかかわらずチリに入国する全ての渡航者は保健省が指定する一時滞在ホテル(hotel de transito)に5日間滞在し隔離を実施するとともに、同ホテルでPCR検査を実施する。同検査が陰性の場合、自宅やホテル等に移動し、残り5日間の隔離を実施する(入国後、合計10日間の隔離を実施。検査結果が陽性の場合、公的隔離機関(residencia sanitaria)に移動)。なお、27日までに旅程を開始した渡航者を例外として、隔離等に係る費用は全て渡航者自身が負担する。

(2) 世論調査

ア Cadem社(3月第1週)

(ア)2月初旬に新型コロナウイルス全国大規模ワクチン接種計画が開始して以降、ピニエラ大統領の支持率は回復傾向にあったものの、3月第1週の同支持率は前回から4ポイント減少し20%を記録。また不支持率については、前回から5ポイント増加し70%を記録。また、政府への評価については、前回調査時よりも4ポイント下落し20%を記録。

(イ)他方、調査対象者の80%が現在、政府が進めるワクチン接種計画を評価すると回答。また、52%が政府の新型コロナウイルス対策について評価すると回答。

(ウ)次期大統領候補の選考率については、ハドウエ候補(共産党(PC)、レコレタ区長)が6%で首位、ラビン候補(UDI(独立民主同盟党))が5%、マテイ候補(UDI)が4%。また、「誰が次期大統領になると思うか」との質問に対しては14%がラビン候補、5%がハドウエ候補、3%がヒレス候補(下院議員、人道党(PH))と回答。

イ Cadem社(3月第2週)

(ア)3月第2週のピニェラ大統領の支持率は前回と同様の20%、不支持率については前回から3ポイント回復し67%を記録。また、政府への評価については、前回調査時と同様で20%を記録。

(イ)調査対象者の87%が現在、政府が進める新型コロナウイルス・ワクチン接種計画を評価すると回答。政府の新型コロナウイルス全般の対策については前回と変わらず52%が評価すると回答。

ウ Cadem社(3月第3週)

(ア)3月第3週のピニェラ大統領の支持率は前回と同様の20%、不支持率は前回から4ポイント増加し71%を記録。また政府への評価については、前回調査時と変わらず20%。

(イ)また、87%が現在、政府が進める新型コロナウイルス・ワクチン接種計画を評価すると回答。一方で、政府の新型コロナウイルス全般の対策については前回より7ポイント下落し、45%が評価すると回答。

エ Cadem社(3月第4週)

(ア)3月第4週のピニェラ大統領の支持率は19%、不支持率は1ポイント回復し70%、政府への評価については19%を記録。

(イ)83%が現在、政府が進める新型コロナウイルス・ワクチン接種計画を評価すると回答。また政府の新型コロナウイルス全般の対策については前回より3ポイント減少し42%が評価すると回答。

(ウ)46%が当該選挙に大きな関心を有する一方で41%は関心がないと回答。52%が必ず投票する、17%がおそらく投票する、17%が投票に行かないと回答。また、当該選挙に延期については73%が新型コロナウイルスの感染者が減少傾向に転じるまで数週間の延期に賛成と回答。

オ 「Pulso Ciudadano」(3月上旬)

(ア)3月上旬のピニェラ大統領支持率は10.7%、不支持率は78.1%となり2月下旬の前回調査時よりもそれぞれ4.2ポイント下落、13.3ポイント増加。

(イ)内閣支持率については9.8%、不支持率については79.4%となり、前回調査時よりもそれぞれ4.7ポイント下落、11.4ポイント増加。

(ウ)本年11月に実施予定の大統領選挙に向けた候補者の選好率に関して、ヒレス下院議員(人道党(PH))が10.7%(前回よりも0.8ポイント増)で首位、ハドウエ・レコレタ区長(共産党(PC))が10.1%(前回よりも2.2ポイント増)、ラビン・ラス・コンデス区長(独立民主同盟党(UDI))が9.7%(前回よりも4.7ポイント減)、マテイ・プロビデンシア区長(UDI)が5.3%(前回よりも1.1ポイント増)。

(エ)「誰が次期大統領になると思うか」との問いに対して、14.9%(前回よりも3.2ポイント減)がラビン候補、11.2%(前回よりも3.7ポイント増)がハドウエ候補、10.5%(2.7ポイント減)がヒレス候補と回答。

(オ)調査対象者の69.3%が現在、政府が進める新型コロナウイルス・ワクチン接種計画を評価すると回答し、前回よりも4.5ポイント増加。

カ 「Pulso Ciudadano」(3月下旬)

(ア)3月下旬のピニェラ大統領支持率は12.2%、不支持率は77.2%となり3月上旬の前回調査時よりもそれぞれ1.5ポイント上昇、0.9ポイント減少。

(イ)内閣支持率については10.6%、不支持率については77.3%となり、前回調査時よりもそれぞれ0.8ポイント増加、2.1ポイント増加。

(ウ)本年11月に実施予定の大統領選挙に向けた候補者の選好率に関して、ラビン・ラス・コンデス区長(独立民主同盟党(UDI))が13.9%(前回よりも4.2ポイント増)で首位、ヒレス下院議員(人道党(PH))が13%(前回よりも2.3ポイント増)、ハドウエ・レコレタ区長(共産党(PC))が7.5%(前回

よりも2.6ポイント減)、マテイ・プロビデンシア区長(UDI)が5.3%(前回から変動なし)。

(エ)「誰が次期大統領になると思うか」との質問に対して、18.9%(前回よりも4ポイント増)がラビン候補、12.6%(前回よりも2.1ポイント増)がヒレス候補、6.9%(4.3ポイント減)がハドウエ候補と回答。

(オ)4月10日及び11日に実施予定であった市区長、市区議会議員、州知事及び制憲議会議員選挙を、新型コロナウイルス感染再拡大の影響により延期するイニシアチブについて56.7%が賛成、20.1%が反対と回答。

(カ)調査対象者の76.1%が現在、政府が進める新型コロナウイルス・ワクチン接種計画を評価すると回答し、前回よりも6.8ポイント増加。

(3) 4月選挙日程の変更

14日、ピニエラ大統領は新型コロナウイルス感染予防の観点から4月11日に実施予定の地方選挙及び制憲議会議員選挙の日程を同10日及び11日の二日間に変更するための法律を公布。しかし、28日、同大統領は、4月10日及び11日に実施予定の地方選挙及び制憲議会選挙を新型コロナウイルス感染症の拡大状況に鑑み、5月15日及び16日に延期することとし、そのための憲法改正案を速やかに議会に提出する旨発表(注:4月6日に同憲法改正規定が正式に公布)。

(4) 大統領選挙に向けた候補者の選出

17日、左派野党会派「拡大前線(FA)」を構成する社会収斂党(CS)は本年11月に実施される大統領選挙に向けた同党候補者としてガブリエル・ポリッチ下院議員を選出した。同議員は35歳のマガジャネス州選出下院議員で、11月の大統領選において正式候補となった場合、史上最年少の大統領候補となる。これにより、大統領選挙の候補者はラビン候補(独立民主同盟党(UDI))、マテイ候補(UDI)、デスボルデス候補(国民革新党(RN))、ブリオネス候補(政治発展党(Evopoliti))、カスト候補(共和党(PREP))、シチエル候補(無所属)が挙げられる。一方、野党からは、中道左派候補としてリンコン候補(キリスト教民主党(DC))、マルドナド候補(急進党(PR))、ムニョス候補(民主主義のための党(PPD))、ナルバエス候補(社会党(PS))が挙げられ、左派候補としてハドウエ候補(共産党(PC))、ヒレス候補(人道党(PH))、ポリッチ候補(社会収斂党(CS))の13名の名前が挙げられている(注:野党会派FAからは昨年末にマルセロ・ディアス下院議員(「統一運動(Unir)」所属)も大統領選への立候補を表明)。

(5) 新上院議長の就任

17日、アドリアナ・ムニョス上院議長(野党民主主義のための党(PPD)所属)に代わり、ジャスナ・プロボステ議員(キリスト教民主党(DC)所属)が新たな上院議長に就任した。同議員は51歳の北部アタカマ州選出議員で、民政移管後3人目の女性上院議長。なお、同議員は第一次バチエレ政権期に教育大臣、ラゴス政権期には開発計画大臣を歴任。同議員は今就任に際して演説を行い、ピニエラ政権の施政に反対する野党議員の一人であり続ける点に言及し野党勢力を結集に注力すると強調しつつ、国家承認クレジット(CAE)の終了、養子縁組法、軍警察改革法、水道法改正等の法案承認が急務である旨、ピニエラ大統領に呼び掛けた。同議長がTPP11の審議にどう応じるかが注目されている。また、上院副議長には同党DCよりホルヘ・ピサロ議員が就任した。同議員は68歳のコキンボ州選出議員。

(6) 南部治安情勢

ア 2日付エル・メルクリオ紙は、今般の「混合パトロール部隊」の創設を始めとする政府の

南部治安対策の強化に伴い、ピオピオ州アラウコ県からロス・リオス州までの合計12のマップーチェ・コミュニティが会合を実施し、政府の対策に関して協議を実施。アラウカニア州マジェコ県カウティン市にて本年2月8日より農林地占有を継続する「レナコ・パスタレス」及び「アラウコ県及びマジェコ県共同体連合（CAM）」等のマップーチェ・コミュニティは農林地の占有を継続し、土地回復運動を継続する旨発表。

イ 4日、ピニエラ大統領は、アラウカニア州選出の5名の上院議員（フェリペ・カスト議員（与党「政治発展党（Evopoli）」）、ハイメ・キンタナ議員（野党「民主主義のための党（PPD）」）、フランシスコ・ウエンチュミージャ議員（野党「キリスト教民主党（DC）」）、カルメン・グロリア・アラベナ議員（無所属）、ホセ・ガルシア・ルミノ議員（与党「国民革新党（RN）」）と南部治安情勢に関する会合を実施し、法の支配の回復に向けて協働していく旨協議を実施。

ウ 6日付エル・メルクリオ紙は、2020年3月以降、現在までに発生した先住民問題に起因する南部治安情勢悪化による7名の死者を出した事件の犯人が未だに特定されておらず、引き続き捜査が継続している旨報じた。また、11日、林業協会は2014年1月から現在までピオピオ州、アラウカニア州、ロス・リオス州及びロス・ラゴス州の43市において合計253件（本年に発生したのは16件）の農林作業場に対する放火等の襲撃事件が発生したと発表。

エ 15日、内務治安省は、バラ南部治安対策調整官に代わり国防省での勤務経験を有する弁護士のパブロ・ウルキサル氏が就任する旨発表。バラ調整官は、先般、アラウカニア州の治安対策における警察の取組みに軍が協力する意思が不足していると述べ、軍を批判したことにより、大統領府でも同発言が問題視されていた。

オ 27日付エル・メルクリオ紙は、18日から25日にかけて、合計4名の軍警察官を標的とする暴力事件が連続して発生しており南部治安情勢の専門家らは、同事件が周到に計画されたものであり、過去にコロンビア革命軍（FARC）やスペインのバスク祖国と自由（ETA）が行っていたような警察官を対象とする暴力が加速するリスクがあるとの見方を示したと報じた。また同27日、ピオピオ州アラウコ県のカニエーテ市とティルーア市を結ぶ道路を走行中であったテレビ放送社「TVN」一行を乗せた車両が発砲による襲撃を受け、同社カメラマンが失明等の重症を負った。

カ 今般、アラウカニア州ガルバリノ市で発生したポールセン下院議長の親族が所有する農地が放火されたことを踏まえ、与党会派「チリ・バモス」内において、アラウカニア州に対して緊急包囲宣言（当館注：議会の承認を経て憲法下の例外措置として大統領が宣言するもので、軍を動員して移動の自由や会合の権利を制限することが可能）を発出するよう政府に求める動きが加速した。なお、同宣言発出に向けたイニシアチブは本年2月末にも検討されたものの、野党の反対によりこれまで宣言発出に向けた条件は整っていない。

3 外交

（1）対ベネズエラ関係

ア 2日、グレン駐チリ米国臨時代理大使は、ベラスケス国際移住機関（IOM）当地代表とともに当地で脆弱な状況にあるベネズエラ移民の20世帯に対して食糧及び衛生キットを供与した。同供与式には、ミジャン・駐チリ・ベネズエラ暫定政府大使（グアイド側代表）や非政府組織（NGO）「Inmigrante Feliz」の代表者らも同席した。米国は2020年会計年度におい

て、地域レベルでのベネズエラ移民に対する取組みを支援するために5億2,800万ドルを確保し、チリにはそのうち840万ドルが割り当てられたと強調。

イ 3日、チリ外務省はベネズエラのレジームによる同国EU大使へのペルソナ・ノン・グラータ通告に関して、国際インターナショナル・グループ（ICG）加盟国との共同宣言を発出。ICGは「ベネズエラ危機の唯一の解決は政治交渉及び各セクターの対話の再開、ベネズエラの憲法及び法制度に基づく透明性及び信頼性が確保された選挙の実施により実現すると考える、今般のような出来事が再発することがないように、また、ベネズエラのレジームと国際社会の間で対話と協力の精神を維持することを呼びかける」と強調。

（2）米国による新型コロナウイルスに係るチリへの協力

3日、当地米国大使館は米国のチリに対する新型コロナウイルス対策に係るこれまでの協力に関するプレスリリースを発出。チリにおける新型コロナウイルス感染症に対応するために、米国政府はチリの様々なパートナーと協力しつつ、本年3月3日までに約180万ドルに上る人道支援の枠組みにおける無償供与を実施。また米国企業及びチリ・米国商工会議所関連企業を中心とする米民間セクターもチリ国民を支援する様々なイニシアチブへの協力のための支援を実施。

（3）対インドネシア関係

ア 4日、アラマン外相は、ジャニェス外務省国際経済関係次官とともに、ルトノ・マルスディ・インドネシア外相とのバイ会談をオンライン形式で実施し、二国間協力に係る協議を実施。その中で、新型コロナウイルス感染症への対応及び両国で現在実施されているワクチン接種計画について意見交換を行った他、チリ公衆衛生研究所（ISP）とインドネシア食品医薬品監督庁（BPOM）の協力についても協議。両国はチリがインドネシアの南米へのゲートウェイを担う重要性につき強調。また、アラマン外相及びジャニェス次官は東南アジア諸国連合

（ASEAN）、豪州、ニュージーランドの自由貿易協定で6億6,300万人の人口圏を形成するAANZFTAに加盟する関心につき強調。

イ 9日、アラマン外相は、ジャニェス国際経済関係次官とともに、ルフティ・インドネシア商業大臣とオンライン会談を実施し、両国間の協力分野について協議。同外相は、インドネシアはチリの外交政策上の優先国の1つであり、チリはアジア諸国がラテンアメリカ地域に近づくための重要な貿易及び政治パートナーになることができると述べ、チリは世界中に30以上のFTAを有している最も開放的な経済の一つであり、政治、貿易、投資、多国間秩序で未来を探求し関係を連結させることに関心がある旨強調。また、TPP11の承認プロセスは進展しており、アジアでの存在感を高めることができる点を強調。また、ASEANプラス2（豪州及びNZ）及びASEAN プラス3（中国、日本、韓国）の参加へのチリの関心についても協議。

（4）新中国大使の着任

ア 14日付当地ラ・テルセラ紙は、Niu Qingbao当地新中国大使のインタビュー記事を掲載。同大使は、本年2月にチリに赴任するまで四川省成都市の副市長を務めていた。当国に着任後、新型コロナウイルス感染症対策に係る隔離期間を終え、3月より正式に業務を開始。同大使のアジェンダとして、第5世代移動通信システム（5G）整備プロセス、エネルギー・セクターにおける中国企業の投資増加、新型コロナウイルス感染症に係るワクチン等の協力を強調。

イ チリ保健省は、19日にパリス保健大臣が駐チリ新中国大使と新型コロナウイルス対策に関する会談を実施した旨のプレスリリースを発出。両人は、パンデミック対策に関する二国間

協力が有意義に実施されてきた点で一致した他、全世界におけるワクチンの有効性、安全性及び結果に関するガイドラインを世界保健機関（WHO）が規定するように共同で申請する旨明らかにした。また、同大使は「中国はチリのワクチン接種の成果に貢献できている件につき非常に満足している。新型コロナウイルス感染症への対策に引き続き協働していく。また、チリと中国のパンデミック対策に係る協力は非常に有意義に実施されてきた点について一致し、その一方で、世界規模のパンデミックに対応するために政治的な調整においてWHOがリーダーシップを発揮するよう、多国間の協力を促進していく」と述べた。また、同会合において、チリにおける中国医学の専門家らの研修等を実施するために、中国政府との保健分野における覚書を改訂する旨合意。

ウ 24日付エル・メルクリオ紙は、23日、Niu Qingbao駐チリ中国大使は、チリ下院外交委員会にオンライン形式で参加した旨報じた。同委員会において、ハイメ・ナランホ同委員会委員長（野党「社会党（PS）」）が「人権問題に真摯に取り組み、同問題の普遍的な視座を有する我々は、香港情勢について深い懸念を有している」と述べたところ、同大使は「人権とは何を意味するか、誰が人権を定義するのか、自分（同大使、以下同様）は全ての国家が各国の異なる社会情勢且つ様々な文化的背景の下で人権について様々な見方を示しており、人権の定義は多岐にわたり得ると考える。如何なる国家や政党も人権の定義を独占することはできない」と反論した。続いて、ナランホ委員長は「人権に国境は存在しない。中国が香港について示した一国二制度を理解しているが、昨今は時間の経過とともに、世界各国に賞賛されてきた同制度は意味を持たなくなっており、日々、香港における自由が制限されている状況にある」と述べたところ、同大使は「人権の基準に言及されたが、自分はあらゆる国家に対応する人権の基準は存在しないと考える。各国は固有の現実を有しており、それぞれの原則が存在する」と反応した。25日付当地エル・メルクリオ紙は、23日の下院外交委員会における駐チリ中国大使の人権問題に関する発言に対してリンコン上院議員（野党「キリスト教民主党（DC）」、同党の次期大統領候補）は自身のツイッターを通じて「国家毎に人権の基準が存在するとの発言は信じられない。基本的人権を相対化することは不可能であろうし、人権には唯一の価値観が存在すべきであろう」と述べた。また、ラゴス・ウェーバー上院議員（野党「民主主義のための党（PPD）」）は「チリは過去及び現在も人権侵害の問題を抱えてきており、人権が恒久的に擁護されるべきと理解している。それはチリ外交政策の重要な要素であるし、人権の恒久的な擁護及び促進はチリの国家アイデンティティでもある」と述べた。更に、フエンテス下院議員（与党「国民革新党（RN）」）は「唯一の普遍的な基準は人権に対する無条件の尊重であり、それは政治レジームやイデオロギーを超越するものである」と述べた。

（5）ピニエラ大統領の外遊計画

19日付当地ラ・テルセラ紙は、ピニエラ大統領の任期が残り約1年となる中で今後の外遊計画につき、コロンビア、米国、印、欧州を訪問する予定があるものの、実現するか否かはパンデミックの状況次第であると報じた。

（6）チリ・インド首脳会談

19日、ピニエラ大統領はラーム・ナート・コビンド印大統領と電話会談を実施し、両首脳はパンデミックがもたらした両国及び世界的な課題及び機会について協議した。また、両首脳は、二国間の外交関係を強化していく旨一致し、「ピ」大統領は両国の経済を更に強化するために貿易関係の深化の必要性に言及した。印大統領は、今後数ヶ月以内の「ピ」大統領のインド公式訪問に期待を寄せた。

(7) 対ボリビア関係

ア 23日、アルセ・ボリビア大統領が同国の海の日に際して海洋政策を発表し、海洋主権へのアクセスを諦めないと述べつつもチリとの対話を優先させる旨強調した演説に関して、チリ外務省はアラマン外相の下記声明を発出した。

(ア) チリ政府は、ボリビア政府による二国間関係の改善及び新たな関係の構築開始に関する提案を評価。同提案は、チリが累次にわたり示してきた考えと一致。チリは対話が課題解決の最も適した道筋であるのみならず、両国の相互理解、統合及び協力を構築する上で唯一の理にかなった方法であると確信。その具体的な例としてチリはボリビアにおける新型コロナウイルス感染症の深刻なパンデミックに対応するため同国への連帯を示しつつ協力する意思を強調。

(2) チリは、ボリビアの海洋主権へのアクセスに係る請求権について2018年の国際司法裁判所(ICJ)の判決により完全に解決している旨宣言するとともに、1904年の平和友好条約の有効性を強調。ICJはチリがボリビアの海洋主権へのアクセスに関する交渉に応じる義務を有さないとの判決を下している。

(3) 両国が自由な交通や二国間貿易の強化といった様々な関心事項に取組み、政治、教育及び文化における交流を促進するイニシアチブを俯瞰的に進捗させる上で、前述の問題(海洋主権へのアクセス)が障害となってはならない。チリは相互に合意のあるテーマの枠組みにおいてボリビアとの対話を遅滞なく再開する準備がある。チリは両国がそれぞれの国民の進歩に裨益する取組みを調和させ新たな可能性を模索する外交が重要であると考えている。

イ また、27日付エル・メルクリオ紙はアラマン外相へのインタビュー記事を掲載。同インタビューにおいても、同外相は「チリは二国間で既に合意のある事項について対話をはじめていく用意がある。チリ・ボリビア間に外交関係が存在しないことはある種の異常事態であるが、外交関係の再開の要求を建設的な対話の開始要件にしてはいけないとも考える。対話を進め、そこに相互的な信頼が生まれ、共通の関心事項につき理解することによって正常な両国関係の醸成へとつながっていくだろう」と発言。

ウ 一方で、CNNスペイン語版チャンネルによるインタビューに出演したピニェラ大統領は、ボリビア司法当局によりテロリズム・共謀・分断等の罪に係る調査が実施される間、アニェス前ボリビア大統領が予防的に拘束されている件に関し、司法は現政権に従属すべきでなく、真の民主主義では権力の分立および独立が存在するものである旨発言し、また、前政権期にはモラレス元大統領が同様に拘束される可能性があったことにも言及し、このような事態は権力の分立があるべき形で機能していないことの証左であるとも発言。これに対し、ボリビア外務省はコミュニケを発出し、「ピ」大統領のボリビアの権力分立に関する発言に対する驚きと困惑を表明し、ボリビアは同国憲法により規定されている人権保障及び人権に係る国際条約を正当に履行していると反論した。また、ボリビア外務省は国際社会に向けて国連憲章に基づく民族自決権及び内政不干渉の原則の尊重を呼び掛けた。